### 今の うちに理解し は2年後 て F おきたい制度内容 開

のポイントについてご紹介します。が始まりました。今回は本制度の イス制度)」。今年10月から「適格請2年後に開始が予定されている「適 概要や免税事業者への影響など 行事業者」登録受付書等保存方式(イン

# インボイス制度」とは

導入される

企業にとっては馴染みのある言葉ではない に代わって導入されるものです。 現行の「区分記載請求書等保存方式」 制度)」とは、 「インボイス」とは、英語の 状)」からきてお 「適格請求書等保存方式 令和元年10月に開始した ŋ 国際取引を行う 「invoice(送 (インボイス ちなみに

度では、 意味しており、 ンボイス」 務となります。 るために、 令和5年10 消費税の仕入税額控除を受け は簡単に説明すると次のとおり とは 「適格請求書等」 この なお、本制度における「イ 「適格請求書」 「適格請求書等保 始す の保存が義 のことを る本制

- な適用税率や消費税額等を伝えるため 格請求書など)を発行し、 相手に正確
- 現 在 格請求書」 る課税事業者は、登録を受ける場合 「区分記載請求書」 へと切り替えが必要 を発行
- 消費税の納付が不要な免税事業者の 課税事業者になる必要がある
- 免税事業者は課税事業者との取引に際 きない 取引 求書を発行できないため、 までは登録番号を取得できず、 先の課税事業者が仕入税額控除で (ただし、 経過措置あり 原則として (図1) 適格請
- Ŋ 免税事業者は、 業者のままでいるかの選択が必要 消費税分の値下げを求められた 課税事業者になるか免税事 を迫られる可能性がある

- の制度 取引の際に軽減税率に対応した書式
- 登録番号の取得には税務署へ登録申請 適格請求書には登録番号が必要だが 適
- ま

要な対応を考えていただくことを目的

準備を進めている経営者や経理担当者に

れませんが、

では、

制度について

をお知らせするとともに、

事業者ごとに必

りました。 の登録申請は、

今回の特集では本制度の概要

適格請求書の発行

に必要な所轄税務署へ

今年

月1日から可能にな

### 図1/課税仕入れに係る経過措置 令和元年10月1日 令和5年10月1日 令和8年10月1日 令和11年10月1日 適格請求書等保存方式の開始 軽減税率制度の実施 4年 区分記載請求書保存方式 3年 控除不可 3年 免税事業者等からの 免税事業者等からの 課税仕入れにつき 課税仕入れにつき 免税事業者等からの 課税仕入れにつき 全額控除可能 80%控除可能※ 50%控除可能\* ※この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、適格請求書発行事業者以外の者から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等および この経過措置の適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨)を記載した帳簿の保存が必要です。

適格請求書等保存方式が開始されると:

切り 備期間中は、 間の準備期間が設けられています 令和元年10 る「適格請求書」です。 するため導入されるのが2年後に導入され 類になる状況が生まれました。これに対応 替えるには影響が大きすぎるため、 月から令和5年9月まで4 「区分記載請求書」 しかし、 を使った すぐに この

### 今さら聞け 額控除つ ない?

?

る1万円を納税しなければなり ため、 万円を受け取りま 消費税として預かってい 入れるために、

消費者

支払総額 110,000円

消費者が負担した消費税

10,000円

各事業者が個別に

納付した消費税

A+B+Cの合計

消費税と地方消費税を合わせた 税率(10%)で計算しています

消費税を支払 この場合

引いて、残った300時点で支払った700 で受け取った めにあるのが「仕入税額控除」 うので、この二重に課税を防ぐた 度消費税を払うことになって Aさんは同じ品物の売買で2 Aさんの場合、 万円から、 販売時

図2 消費税の負担と納付の流れ-

50,000円

生産·製造業者

消費税① 5,000円

納付税額 A

①=5,000円

申告·納付

ところが

· 令和

10

月に消

**登税率** 

が

後述しますが、

# 複数税率の仕入控除対応ポイントは

収書、 て正確な適用税率や消費税額等を伝え が追加されたもの 額など必要事項が記載されているもので るための手段です。 分記載請求書」に 適格請求書は、 具体的には、 レシー トなど、 現在使用している (書類、 請求書や納品書、 「登録番号」 デ نو

行事業者になる必要があります。 という書類を提出 請求書を発行するためには、税務署長に において注意が必要なポイントで、 「適格請求書発行事業者の登録申請書」 この「登録番号」は、 して、 インボイス制度 適格請求書発 適格

小売業者

消費税③ 10,000円

納付税額 🖸

3-2=3,000円

申告·納付

仕入

□消費税②

100,000円

70,000円

7,000円

まとめて保存 どの取引でも税率は同じなので請求書を ご覧ください。 さら聞けない?仕入税額控除って?」 それぞれの取引における税率や税額につ いてきちんと把握できることが必要で 仕入税額控除については、 しておけば容易に計 消費税率が一律であれ 元年 上記の 算で

卸売業者

納付税額 B

②-1=2,000円

申告·納付

消費税②

消費税①

仕入

70,000円

7,000円

50.000円

5,000円

いわゆる 「軽減税率制度」 Н 用品 際に が 0

載すべき消費税率が 軽減税率の導入によって、 %と8%の2種 仕 入の

いずれも適格請求書となりま 売り手が買い手に対し 適用税率や消費税 の記載 区 領

保存方式となっています

仕入税額控除を正確に行うためには、 今 を

導入されました。 置かれた、 負担を軽減するための税率が8%に据 8%から10%へ引き上げられ、

税率

です。

^。「益税」

とは、

があり

そ

れが

# 免税事業者は要注意

通り 売 上 業者は 抑えておくポイントがあります。 高) 消費税の納税が必要になり 「課税事業者」となり、これまで が年間10 して消費税を除いた売上 00万円以上ある事 ます (課税 が

書に切り替えるために社内 に備えて、 必要があり 格請求書発行事業者」 くてはなりません。 インボイス制度では課税事業者でも 区分記載請求書から適格請求 また2年後の準備期間終了 として登録をする 体制 を整えな 適

業者かを把握しておく必要があり 担当者の理解や経理システムの見直し 告知されていた制度ではあります も必要になるでしょう 同時に、 本制度は、 仕入先が課税事業者か免税事 軽減税率制度導入の頃 経理 など から

人税額控除の対象外になって インボイス制度の導入には、 免税事業者との取引は しまう ためで ます。 3 天地人 November 2021

だきたいと思います。 その他の従業員の方にも読んでいただくな とってはご存知の内容かもし しく見ていきましょう 社内の理解を進めるためにご活用

○仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります

○登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます

◎適格請求書は登録を受けた事業者のみが交付できます

◎適格請求書には一定の事項を記載する必要があります

◎税額計算の方法が変わります ◎登録を受けるためには登録申請手続が必要です

○公表サイトで適格請求書発行事業者の公表事項を確認できます

※国税庁の資料などから作成しました

記載

事項

② 取引年月日

㈱○○御中

日付

11/1

11/1

11月分 131,200円

魚\*

豚肉\*

合 計 120,000円

8%対象 40,000円

10%対象 80,000円

③ 取引内容

図4/適格請求書・適格簡易請求書の内容

◎赤色の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

△△商事株

登録番号 T0123456..

全額

××年11月30日

5,000円

10,000円

2,000円

3,200円

8,000円

\*軽減税率対象

消費税 11,200円

消費税

消費税

適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

④ 取引の税抜価格または税込価格を税率ごとに区分して

合計した金額(税抜または税込)および適用税率

① 発行者の氏名または名称および登録番号

⑤ 税率ごとに区分した消費税額など

⑥ 交付を受ける事業者の氏名または名称

になることを言います。 た消費税が納付されず、 課税売上高が

**万円に満たない** 

事業者の利

益

めには、

取引金額に消費税分を上乗せ

け取った消費税額は事業者の利益になり 税納付が免除されます。 事業者は「免税事業者」 ます。これが「益税」です 消費者にとっては、 事業者の利益のた とされ、 そのため、 消費 受

税事業者を続けるか否かの判断を求め 制に繋がる制度になっており、 めに税負担をすることになってしまいます 免税事業者制度自 国としては段階的に益税を抑制し 今回のインボイス制度は益税の抑 体は今後も続きま 今後は免

残るのでは?と思われ請求書を発行すれば、 告など経理負担事務を軽減できるもの 制度は利益の確保や、 ま税務署に登録申請して、 することになります。 小規模事業者にとっては、 売上 課税事業者になれば益税は消 **一が少なくても消費税を納付 やわれるかも知れませれば、消費税も手元に** して、現在の適格免税事業者のま 消費税計算・申 免税事業者

め

取引先との関係に大きな影響 適格簡易請求書 ① 発行者の氏名または名称および登録番号 ④ 取引の税抜価格または税込価格を税率ごとに区分して 合計した金額(税抜または税込) ⑤ 税率ごとに区分した消費税額など

したが、ここでもう少し詳しく見てい

きま

れ

これは、

請求書は発行でき

ないことを意味しま

事業者にならないと「登録番号」

を取

免税事業者のままでは適格

ます。 はその点について深堀りしていきたいと思い をおよぼす可能性があります。 次段落で

# 免税事業者との関係課税事業者と

者側が仕入税額控除を適用できなくなる点 業者と免税事業者との取引では、 要な変更点があります。 先ほど インボイス制度がスター 「仕入税額控除」について触れま それは、

必要になることから、課税専務の二重課税となり、 が生まれます。 免税事業者から仕入れる課税業者側は、 れば仕入税額控除ができません。そのため、 インボイス制度では、 課税事業者側に負担 余分に納税が

られることになります

可能性があります。 業者との取引を縮小することが想定され、 性があります。 由に消費税分の値下げ 引の打ち切りなど大きな影響を受ける れば大きいほど自社の税負担が増えるた 課税事業者からみると、 仕入税額控除を受けられないことを理 また、 長期的には免税事 を求められる可能 取 引 額が大 ŧ

税の納税が必要になるため、 を失う恐れがあるため、 うとした結果、 ればなりません。 課税事業者に登録 値下げ の要求や取引自 慎重に判断しな した場合は消費 利益が縮小さ 利益を守ろ 体

番号」

の取得には、

課税事業者になる

免税事業者として益税分の

適格請求書に必要な「登録

必要があり

/ます。

言い換えれば、

課税

適格請求書でなけ トすると重 課税事業 課税事 0)

された「登録通知書」 されると、 マホで申請が可能です でマイナンバ 経由でも申請ができますが、 録方法について説明します。 登録申請書の 一請先は、 **ると、登録番号や公表情報等が記載適格請求書発行事業者として登録** 所轄の税務署長です ーカー ドを取得している方はス が発行され、 税務署で審査が行 個人事業者 e 登録

わ

登録申請の案内は本号に同封しています

ボイス制度が始まる2年後に向けてきち 断を求められる時期が迫っています。 制度の下では免税事業者であることのメリッ な影響はないと思われますが、 必要があります。 ことが必要になりますが、これは単純な値 と準備を進めておくことが重要です 上げになりますので取引先から同意を得る い皆さまは、 もちろん免税事業者同士の取引には大き デメリッ 課税事業者になるか否かの があり、 現在の免税事業者

そちらをご覧ください

ので、

インター 登録申請

で検索が可能になることから、 公表サイトに掲載され、 登録状況について確認できるようになり 登録されると、 適格請求書発行事業者 インタ 取引や自 ネット 社

### ネッ トでも可能

続いて、 「適格請求書発行事業者」 の登

0)

③登録および公表・

登録簿への登載



事業者は以下の事項をインターネットを通じて確認できます。 ◎適格請求書発行事業者の氏名または名称

◎登録番号、登録年月日(取消、失効年月日) ◎法人の場合、本店または主たる事務所の所在地

上記のほか、事業者から公表の申し出があった場合には ◎個人事業者:主たる屋号、主たる事務所の所在地 ○人格のない社団等:本店または主たる事務所の所在地

図3/適格請求書発行事業者の申請から登録まで

②税務署による審査

## 制度の要 「適格請求書」

請求書」 さて、 です。 インボイス制度の要の 冒頭で内容について触れま 一つが 適格

スーパー〇〇 宇都宮市. ××年11月30日 登録番号 T0123456 領収書 ヨーグルト\* 108円 カップラーメン 216円 ビール 550円 合 874円 324円 8%対象 (内 消費税額 24円) 10%対象 550円 (内 消費税額 50円) お預り 1,000円 \*軽減税率対象 お釣 126円

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額」の端数処理は、1つの適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

◎不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、

② 取引年月日

③ 取引内容

※国税庁の資料などを参考に作成しました されていなければなりません。 7 5

⑤適用税率または消費税等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

4 3 取引の年月日 2 請求書を受け取る側の事業者の氏名ま たは名称

■発行者の氏名または名称

適格請求書には、

次の7つの

項目が記載

|取引内容および軽減税率の対象品目で ある旨の記載

取引の価格を税率ごとに区分: た金額および適用税率 合計

税率ごとに区分した消 滑税額

6

登録番号

であることが分かると思います。 現在の区分記載請求書と概ね同じ内容

際に名前がないことをイ な違いはとしては、 どに係る取引の場合に発行できるもので 不特定多数に対して販売やサ 簡易請求書という様式があります。 記載請求書はこれに4が加わったもので した了の登録番号の記載が求められます この方式以外にも図4にあるような適格 |~3| は概ね記載されていますが、 軽減税率の対象品目がない請求書にも こちらも図4をご覧ください。 小売業、 適格請求書には先ほど説明 飲食店業、 2が省略されている点 タクシ ービス提供な を受け これは 大き 区分 ·業 な

に向けて、

だき、 思います べきポイントのご紹介となってしまいました 業職やシステム管理者なども知っておくべき 特に免税事業者の方は、 今回は制度概要や免税事業者の注意す 経営者や経理担当者だけでなく、 今後の対応を考えていただきたいと ぜひ社内でも理解を深めていた 営

なるかは熟考を重ねるべきだと思います。 を続けるか登録申請をして課税事業者に ことになります。 トすることによって大きな影響を受ける特に免税事業者のテー

に公表した「令和4年度税制改正に関す 詳細は本号折込チラシをご覧くださ 導入は当分の間凍結すべき」としています。 響を受けることから、 る意見」の中でも免税事業者が大きな影 します 正に対する対策事業の一環として、 イス制度事前準備・対策講習会」を開催 2年後に控えるインボイス制度への対応 なお日本商工会議所は、 当所ではインボイス制度等の制度改 オンラインでも受講できますので、 「インボイス制度の 本年9月 「インボ 16 日

また、

問合せ 軽減・インボイス コールセンター 専用ダイヤル 0120-205-553(無料 9:00~17:00(平日) 経営支援部 **2**028-637-3131

※国税庁の資料などを参考に作成しました